

訪問看護・介護予防訪問看護 利用契約書

____様（以下、利用者という）と社会福祉法人やまなし勤労者福祉会（以下、事業者という）は、訪問看護ステーションいけだ（以下、事業所という）が利用者に対して行う訪問看護および介護予防訪問看護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令等の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護および介護予防訪問看護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日までとします。

2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問看護・介護予防訪問看護の内容）

利用者が提供を受ける訪問看護・介護予防訪問看護の内容は【重要事項説明書】に定めたとおりです。

事業者は【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者またはその家族に説明し、同意を得ます。

- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画・介護予防訪問看護計画にそって訪問看護・介護予防訪問看護を提供します。
- 3 訪問看護計画・介護予防訪問看護が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の説明書を作成し、それをもって訪問看護・介護予防訪問看護の内容とします。

第4条（サービスの提供の記録）

事業者は一定期間ごとにサービス提供の状況、目標等の達成状況等を評価し、その結果を書面に記録することとし、これを契約終了後5年間保管するものとします。

2 利用者から前項の記録の閲覧を求められた場合は、やまなし勤労者福祉会が定めた「個人情報開示規程」に基づき対応します。

第5条（料金）

利用者及び連帯保証人は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 連帯保証人は、本契約から生ずる一切の債務を、限度額30万円の範囲内で負担するものとします。
- 3 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者へ送付します。
- 4 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日までに（口座振替・現金）で支払います。
- 5 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第6条（料金の変更）

事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。

- 2 料金を変更する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、利用者へ説明を行い、利用者の承諾を得ます。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第7条 (契約の終了)

利用者は、事業者に対していつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができるものとします。

- 2 事業者は、利用者の利用者負担金の支払いが3か月以上遅延し、負担金を支払うよう催促したにもかかわらず1か月以内に支払われない場合、1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができるものとします。
- 3 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了するものとします。
 - 1) 利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - 2) 利用者が死亡した場合
- 4 その他、次の事項に該当した場合は、文書で通知することにより直ちにサービスを終了することができます。
 - 1) 事業者が、次の事項に該当した場合
 - (1) 正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 守秘義務に反した場合
 - (3) 利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (4) 事業者が破産した場合
 - 2) 利用者や家族等が、故意または重大な過失、ハラスメントにより事業者又は職員の生命・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第8条 (禁止事項)

利用者、家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう、利用者及び家族による以下の迷惑行為は固くお断りします。これらの迷惑行為があった場合、警察、弁護士、行為者に関わる方等へ連絡、通報または対応を依頼することがあります。以下の迷惑行為により、利用者及び家族との健全な信頼関係を築くことが出来ないと当法人が判断した場合は、サービス中止や契約解除をいたします。

- (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) 職員の写真や動画の撮影、録音等の行為。また無断でSNS等に掲載する行為。
- (4) その他、職員の安心、安全に重大な影響を及ぼす行為。

第9条 (秘密保持)

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族のに関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後、第三者に漏らしてはならないものとします。

- 2 事業者は、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者及び家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、その個人情報を用いません。
- 3 利用者およびその家族は、以下の事項について利用者及びその家族の個人情報を用いる事に同意します。
 - 1) 当事業所が、利用者からの依頼に基づいた看護、介護、福祉サービスを提供するための利用
 - 2) 提供したサービスに対する報酬請求事務での利用
 - 3) サービス提供に係わる、事業所等の管理運営業務での利用
 - 4) 利用者からの依頼に基づいた適正な居宅サービスを提供するための、他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、医療機関などとの連携(サービス担当者会議等)、照会への回答等の利用
 - 5) 家族への心身の状況説明。緊急を要する場合の医師への連絡などの利用
 - 6) 行政機関、裁判所等の公的機関から、法令上応じることが義務付けられている事項、法律に

基づく正式な要請を受けた場合の利用

7) その他以下の利用

- (1) 保健・看護・介護・福祉等の学術研究、実習受け入れに関連した利用
- (2) よりよいサービスを提供するための事業所内での事例検討会などでの利用
- (3) 事故防止等安全確保に関する研究等今後の対応策検討、作成にあたっての利用
- (4) 当事業所からの、サービス向上や社会・介護保障制度等の充実を目的としたアンケートや調査などを依頼するための利用

第10条 (賠償責任)

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合に、利用者に対してその損害を賠償します。

第11条 (身分証携行義務)

従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第12条 (苦情対応)

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護および介護予防訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第13条 (本契約に定めのない事項)

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保持するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者

<所在地> 山梨県甲府市若松町6-35
<事業者> 社会福祉法人やまなし勤労者福祉会
理事長 平田 理

事業所

<所在地> 山梨県甲府市下飯田1-2-18
<事業所> 訪問看護ステーションいけだ

利用者

<住 所> _____

<氏 名> _____

(代筆者)

<住 所> _____

<氏 名> _____

<利用者との続柄> _____

(連帯保証人)

<住 所> _____

<氏 名> _____

<利用者との続柄> _____